

令和7年度 指名停止運用状況一覧表

番号	指名停止業者名	所在地	指名停止期間			指名停止の理由	発注者 又は	発生 場所	要領適用条項
			自	至	(月数)				
1-1	ジェイアール東海コンサルタント株式会社	名古屋市中村区名駅5-33-10	R8.1.14	R8.4.13	3か月	愛知県を含む特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注する特定跨線橋点検等業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 したがって、契約の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行う。	-	-	要領第4条第1項 (別表3-2 口)
1-2	大日コンサルタント株式会社 中日本支社	名古屋市中村区名駅5-27-13	R8.1.14	R8.4.13	3か月	愛知県を含む特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注する特定跨線橋点検等業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 したがって、契約の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行う。	-	-	要領第4条第1項 (別表3-2 口)
1-3	株式会社 トーニチコンサルタント 中部支社	名古屋市中区葵1-20-22	R8.1.14	R8.4.13	3か月	愛知県を含む特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注する特定跨線橋点検等業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 したがって、契約の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行う。	-	-	要領第4条第1項 (別表3-2 口)
1-4	丸栄調査設計株式会社 名古屋支店	名古屋市中区丸の内3-5-2 ミュゼット丸の内601号室	R8.1.14	R8.4.13	3か月	愛知県を含む特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注する特定跨線橋点検等業務において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 したがって、契約の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行う。	-	-	要領第4条第1項 (別表3-2 口)